

## 平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃の熊本県熊本地方の地震に伴う 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃の熊本県熊本地方の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県の市町村については、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分頃の熊本県熊本地方の地震により、熊本県で最大震度 6 強を観測し、大分県や福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県でも震度 5 強以上を観測しました。

これらの地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられます。

このため、熊本県、大分県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県のうち震度 5 強以上を観測した市町村については、当分の間、各県と各気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

### 【熊本県】

#### 通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町村

南阿蘇村、産山村、八代市西部、菊池市、宇土市、大津町、嘉島町、合志市、阿蘇市、  
菊陽町、御船町、美里町、山都町西部、和水町、上天草市、天草市東部

(参考：平成 28 年 4 月 15 日より既に通常基準の 7 割の暫定基準で運用している市町村)  
益城町、宇城市、玉名市、西原村、熊本市、氷川町

#### 通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

南小国町、小国町、高森町、山鹿市、甲佐町、芦北町、玉東町、長州町

### 【大分県】

#### 通常基準の 7 割の暫定基準を設ける市町村

別府市、由布市

#### 通常基準の 8 割の暫定基準を設ける市町村

豊後大野市、日田市、竹田市、九重町

(参考：平成 27 年 7 月 13 日より既に通常基準の 8 割の暫定基準で運用している市町村)  
佐伯市

【福岡県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

久留米市、みやま市

【佐賀県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

佐賀市、神崎市、上峰町

【長崎県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

南島原市

【宮崎県】

通常基準の8割の暫定基準を設ける市町村

高千穂町、美郷町、椎葉村

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

問い合わせ先			
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室			
室長	長井隆幸（内線 36-151）		
課長補佐	山本悟司（内線 36-152）		
代表	03-5253-8111	直通	03-5253-8468
F A X	03-5253-1610		
気象庁予報部予報課気象防災推進室			
室長	梶原靖司（内線 3125）		
代表	03-3212-8341	F A X	03-3211-8303